

伊予市コミュニティバス運行業務委託に関するプロポーザル実施要領

平成26年12月19日
伊予市経済雇用戦略課

1 プロポーザル実施の目的

平成26年に策定された「伊予市地域公共交通計画」において、地域住民の生活交通手段の確保、地域内交流の促進に伴う地域の活性化、地域住民の福祉増進に資するためには、コミュニティバスの運行が望ましいとされました。

そこで、公募型企画提案（プロポーザル）方式を採用し、優れた企画提案を広く求め、企画提案の内容や価格等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を伊予市コミュニティバス運行業務の契約の相手先として採用します。

2 業務

(1) 名称

伊予市コミュニティバス運行業務

(2) 内容

「伊予市コミュニティバス運行業務委託に係る仕様書」のとおり

(3) 提案限度価格

¥25,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度とします。

※上記限度額は、契約締結日から平成28年3月31日までの全ての経費を含むものとし、車両を新たに調達する場合の費用や機器整備費等（別紙仕様書参照）も含まれます。

3 審査委員会

本業務の審査は、伊予市コミュニティバス運行業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書等の審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査委員会採点表」に基づき、審査・採点を行います。

(3) すべての参加者の採点終了後、各審査委員の採点結果を集計し、審査会へ諮り、契約の候補者とします。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による再生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(3) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

(4) 一般乗合旅客自動車運送事業者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者のいずれかであり、コミュニティバス運行業務委託契約後において、一

般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請を行い、平成27年7月1日からの運行開始までに、運行に必要な諸条件を満たすことができること。

6 プロポーザル参加申込の方法

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類を提出してください。

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第3号）
平成26年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿の登録事業者については、本様式の提出は不要とします。
次の（ア）から（エ）に掲げる書類を添付してください。
（ア）登記簿謄本（法人）（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）【写可】
（イ）未納税額のないことを証明する書類（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）
 - a 伊予市内に本店、営業所を有する者
市税の完納証明書及び国税の納税証明書（法人「その3の3」）【写可】
 - b その他の者
国税の納税証明書（法人「その3の3」）【写可】
（ウ）印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）【写可】
（エ）直前1年の財務諸表【写】（貸借対照表・損益計算書等）
- (3) 提出部数は1部とします。
- (4) 提出方法は、持参（受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）としてください。
なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負いません。

7 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

参加表明書等の提出に関する質問は、電子メールによるものとします。

- (1) 提出様式は質問書（様式第2号）とします。
- (2) 提出先のメールアドレスは「keizaikoyou@city.iyo.lg.jp」です。
- (3) 回答方法は全ての質問をとりまとめ、参加表明書を提出した者全員に電子メールで回答するほか、伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp>）内において公表します。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類は、企画提案書、工程表、見積書（様式第4号）
企画提案書、工程表の様式は自由ですが、様式サイズは日本工業規格A4版にしてください。
- (2) 提出部数は各10部とします。
- (3) 提出方法は「第6項第4号」と同様とします。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

- (1) 提出期間を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査委員会に参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 「第2項第3号」の提案限度額を超えた場合
- (6) 「第5項」の各号に該当しない場合

10 プロポーザルの実施

- (1) 審査委員会の実施場所は、伊予市庁舎又は周辺公共施設とします。(詳細は、後日通知します。)
- (2) 審査委員会に出席できる者は自社の社員2人以内とします。
- (3) 審査委員会の持ち時間はプレゼンテーションの時間20分以内、質疑応答10分程度とします。
- (4) プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行ってください。プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に経済雇用戦略課に連絡してください。なお、プロジェクター及びスクリーンは当市で準備しますが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意してください。説明にあたっての補完的な資料の提出は認めません。

※提案の順番は、企画提案書を受け付けた順とします。

11 審査の項目

総合点数は審査員1人あたり100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとします。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 運行経費に関する内容 | 40点 |
| (2) 運行の安全性に関する内容 | 25点 |
| (3) 利用者の利便性に関する内容 | 25点 |
| (4) 緊急時の対応能力に関する内容 | 10点 |

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- (2) 下記提出期間内に企画書・見積書を提出した業者数が1者の場合も実施します。
- (3) 企画提案の提出は、1者につき1案とします。
- (4) 主なスケジュール(予定を含む)
 - ① 参加表明書及び質問書の提出期間
平成26年12月19日(金)から12月26日(金)午後5時まで
 - ② 質問書への回答(予定)
平成27年1月7日(水)
 - ③ 企画提案書の提出期間
平成27年1月5日(月)から平成27年1月16日(金)午後5時まで
 - ④ 審査委員会:平成27年1月23日(金)
 - ⑤ 結果の通知:平成27年1月下旬予定

提出先及び事務局

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市役所産業建設部経済雇用戦略課
電話:089-982-1111(内線572)
E-mail:keizaikoyou@city.iyo.lg.jp